
参考資料

- 1 男女共同参画社会基本法**
- 2 沖縄市男女共同参画推進条例**
- 3 沖縄市男女共同参画センター条例**
- 4 沖縄市男女共同参画懇話会規則・委員名簿**
- 5 沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱・本部員等名簿**
- 6 沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領・委員名簿**
- 7 計画策定の流れ**
- 8 男女共同参画社会の取り組みの流れ**
- 9 用語解説**

1 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年 七月 十六日法律第 百二号
同 十一年十二月二十二日同 第百六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合はずつ、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにつかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響ができる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにつかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念

(以下「基本理念」という。) にのつとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。) を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのつとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一條 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

- 2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法（平成九年法律第七号）は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法（以下「旧審議会設置法」という。）第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

- 2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定めら

れ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

2 沖縄市男女共同参画推進条例

(平成 23 年 12 月 21 日条例第 16 号)

我が国では、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女は、その性別にかかわりなく、個人として尊重されなければならないとし、国際社会とともに歩む取組として、男女共同参画社会基本法や国内法令等を整備してきた。

しかしながら、長い歴史の中で形成された、性別により役割を決めてしまう考え方やそれに基づく社会通念、慣習、しきたり等から生ずる課題が残されている。

すべての人が等しく平和で豊かな生活がおくれるまちづくりに取り組む沖縄市は、戦後幾多もの歴史の変遷から外国人の居住者も多く、多彩な言語や生活習慣、文化などが共存する国際色豊かな個性あふれる文化のまちであり、さらに未来を担うこどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境をつくることを目標としている。

このような沖縄市の特性を活かしながら、誰もが性別、年齢、国籍、慣習等にかかわらず、意欲に応じて、あらゆる分野で活躍できるとともに、喜びと責任を分かち合える社会を目指す必要がある。

ここに、私たち沖縄市民は、こどもも大人も共に男女共同参画について理解を深め、市、市民、教育関係者及び事業者等が一体となって男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進することを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、並びに市、市民、教育関係者及び事業者等の責務を明らかにするとともに、市の施策について基本的な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれかに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 教育関係者 市内において家庭教育、学校教育、社会教育その他教育に携わる者をいう。
- (4) 事業者等 営利、非営利にかかわらず、市内において事業又は活動を行う個人及び法人その他団体をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別をなくし、男女が個人として能力を発揮できる機会が確保されること。
- (2) 男女が、社会で活動するときに、性別による固定的な役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行の影響を受けないように配慮されること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野において方針の立案及び決定に参画できる機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いに協力し、社会の支援の下に、家族としての役割を果しながら、仕事や学習、地域活動等ができるようにすること。
- (5) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(市の責務)

第4条 市は、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、市民、教育関係者、事業者等、国、県及び他の地方公共団体と連携し、協力するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、その推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第6条 教育関係者は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、男女共同参画の推進に配慮した教育を行うよう努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者等の責務)

第7条 事業者等は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、男女共同参画の推進に努めるとともに、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による人権侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次に掲げる行為により人権侵害をしてはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) 男女間における身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為
- (3) その他性別により人権を侵害する行為

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、前条各号に掲げる行為を正当化し、又は助長させるような表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画の策定)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、第15条第1項の規定により設置

する沖縄市男女共同参画懇話会の意見を聴取しなければならない。

- 3 市長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民、教育関係者及び事業者等の意見を反映させることができるよう適切な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、男女共同参画計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(公表)

第 11 条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を公表しなければならない。
(調査研究)

第 12 条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な調査研究を行うものとする。

(市民等の理解を深めるための措置)

第 13 条 市は、男女共同参画の推進に関して、市民、教育関係者及び事業者等の理解を深めるため、情報の提供、交流及び活動の場の提供その他必要な措置を講ずるものとする。

(苦情及び相談の対応)

第 14 条 市長は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策について、苦情及び相談の申出を受けたときは、関係機関と連携し、適切な措置を講ずるものとする。

(男女共同参画懇話会)

第 15 条 市長は、男女共同参画の推進に関する事項について審議及び提言させるため、沖縄市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

- 2 懇話会は、委員 10 名以内をもって組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 関係団体を代表する者

(3) その他市長が必要と認める者

- 4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任委員の残任期間とする。

- 5 委員は、再任されることができる。

- 6 前各項に定めるもののほか、懇話会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(沖縄市附属機関設置条例の一部改正)

- 2 沖縄市附属機関設置条例（昭和 51 年沖縄市条例第 26 号）の一部を次のように改正する。

[次のように] 略

3 沖縄市男女共同参画センター条例

(平成 22 年 10 月 25 日条例第 18 号)

(目的及び設置)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動及び交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するため、沖縄市男女共同参画センター（以下「参画センター」という。）を設置し、その管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び位置)

第 2 条 参画センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 沖縄市男女共同参画センター

位置 沖縄市住吉一丁目 14 番 29 号

(事業)

第 3 条 参画センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 男女共同参画の理念に基づく男女の自立支援、社会参加促進及び人材育成のための研修会の開催に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する図書、各種資料等の収集及び情報の提供に関すること。
- (3) 男女共同参画の推進に取り組む団体及び個人の相互交流の促進、支援等に関するここと。
- (4) 男女共同参画に係る相談に関すること。
- (5) その他市長が必要と認めること。

(利用の許可)

第 4 条 参画センターを利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならぬ。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、その利用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可を与えないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 参画センターの施設又は設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (4) 前 3 号に掲げる場合のほか、参画センターの管理上支障があると認められるとき。

(利用許可の取消し等)

第 5 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、参画センターの利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止を命ずることができる。

- (1) 参画センターを利用する者(以下「利用者」という。)が許可を受けた利用の目的に違反したとき。
 - (2) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則又は市長の指示した事項に違反したとき。
 - (3) 利用者が許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって許可を受けたとき。
 - (4) 前条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- 2 前項の規定による利用許可の取消し又は利用の制限若しくは中止によって利用者が被つ

た損失については、市はその責めを負わない。

(権利譲渡等の禁止)

第 6 条 利用者は、参画センターの利用の権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用料の納入)

第 7 条 利用者は、別表に掲げる参画センターの利用に係る料金（以下「使用料」という。）

を前納しなければならない。ただし、市長が後納を認める場合は、この限りでない。

(使用料の減免)

第 8 条 市長は、規則で定めるところにより、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の還付)

第 9 条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、規則で定めるところにより、その

全部又は一部を還付することができる。

(原状回復義務)

第 10 条 利用者は、その利用が終わったとき、又は第 5 条第 1 項の規定による利用許可の

取消し若しくは利用の中止を命ぜられたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 11 条 利用者は、故意又は過失により参画センターの施設又は設備を損壊し、又は滅失し

たときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(委任)

第 12 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 この条例を施行するための手続その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

別表(第 7 条関係)

単位:円

時間区分	9 時～ 12 時	13 時～ 17 時	18 時～ 22 時	9 時～ 17 時	13 時～ 22 時	9 時～ 22 時
会議室	1,800	2,400	2,400	4,800	5,400	7,800
冷房料	450	600	600	1,200	1,350	1,950

備考 利用時間を超過して利用する場合又は利用時間を変更して利用する場合の使用料は、区分における 1 時間当たりの使用料を基準として算出する。この場合において、30 分未満は切り捨て、30 分以上は 1 時間とみなす。

4 沖縄市男女共同参画懇話会規則・委員名簿

○沖縄市男女共同参画懇話会規則

(平成 23 年 12 月 21 日規則第 36 号)

沖縄市男女共同参画懇話会規則(平成 3 年沖縄市規則第 11 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、沖縄市男女共同参画推進条例（平成 23 年沖縄市条例第 16 号）第 15 条第 6 項の規定に基づき、沖縄市男女共同参画懇話会（以下「懇話会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 懇話会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、懇話会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 懇話会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 懇話会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 懇話会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 4 条 懇話会に、特定の事項を審議させるため、必要に応じ、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を懇話会に報告しなければならない。

(関係者の出席)

第 5 条 懇話会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第 6 条 懇話会の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(補則)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、会長が懇話会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○第17期沖縄市男女共同参画懇話会名簿(五十音順)

(任期：令和4年9月28日から令和6年9月27日)

No.	氏名	所属団体及び機関	
1	あらかき まこと 新垣 誠	沖縄キリスト教学院大学教授	学識経験者
2	かよう あやこ 嘉陽 理子	社会福祉法人 共同福祉会 たんぽぽ保育園 園長	関係団体
3	さくがわ なおこ 佐久川 尚子	トランスクスモス株式会社 サービス推進統括 人財開発統括部 新卒採用部 沖縄採用課 課長	関係団体
4	すながわ みやび 砂川 雅	日本性同一性障害・性別違和と共に生きる人々の会 運営委員	関係団体
5	ひが かなえ 比嘉 華奈江	株式会社 Life is Love 代表取締役	学識経験者
6	ひらた さえこ 平田 小枝子	沖縄市人権擁護委員連絡会 人権擁護委員	関係団体
7	まえ こうぞう 前 幸三	沖縄市立宮里中学校 校長 (沖縄市立小中学校校務研究会 副会長)	関係団体
8	みやぎ ひろ 宮城 枝呂	沖縄市女性団体連絡協議会 会長	関係団体
9	みやざと つぐあき 宮里 諭明	医療法人タピック 沖縄リハビリテーションセンター病院 管理部 部長	関係団体
10	やの えみ 矢野 恵美	琉球大学法科大学院 教授	学識経験者

5

沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱・本部員等名簿

○沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱

(平成 21 年 4 月 1 日決裁)

改正

(平成 28 年 3 月 31 日決裁)

(平成 30 年 3 月 30 日決裁)

(平成 30 年 7 月 9 日決裁)

(令和 4 年 7 月 8 日決裁)

(設置)

第 1 条 沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）の施策について、調整を図り、総合的かつ効果的に推進するため、沖縄市男女共同参画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第 2 条 推進本部は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）の推進に関する事項

(2) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長に市長を、副本部長に副市長を、本部員に沖縄市市政運営会議規程（平成 19 年沖縄市訓令第 21 号）第 4 条第 1 項に規定する構成員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第 4 条 本部長は、推進本部を統括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 会議には、必要に応じて関係職員を出席させることができる。

(行政連絡会議)

第 6 条 推進本部に、沖縄市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

2 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 男女共同参画社会実現のために諸施策に関する事項

(2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項

(3) その他、必要な事項

3 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、男女共同参画社会の実現の推進に関して意見又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

4 連絡会議は、沖縄市男女共同参画計画（ひと・きらめきプラン）案その他諸計画案を策定した場合は、すみやかに推進本部に報告し、その承認を得なければならない。

5 連絡会議の組織、運営等については別に定める。

(庶務)

第7条 推進本部及び連絡会議の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月31日決裁)

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(平成30年7月9日決裁)

この要綱は、平成30年7月9日から施行する。

附 則(令和4年7月8日決裁)

この要綱は、令和4年7月9日から施行する。

○沖縄市男女共同参画推進本部名簿

No.		役 職	氏 名
1	本 部 長	市 長	桑 江 朝千夫
2	副 本 部 長	副 市 長	平 田 翳 巳
3	本 部 員	教 育 長	比 嘉 良 憲
4	本 部 員	上下水道局長	仲 本 兼 章
5	本 部 員	総 務 部 長	我 謝 勝 俊
6	本 部 員	企画部長兼プロジェクト推進室長	山 内 強
7	本 部 員	市 民 部 長	平 安 栄
8	本 部 員	健康福祉部長兼福祉事務所長	仲宗根 黙
9	本 部 員	こどものまち推進部長	與那嶺 智 才
10	本 部 員	経済文化部長	花 城 博 文
11	本 部 員	建 設 部 長	比 嘉 直 樹
12	本 部 員	建設部参事	川 滿 輝 繁
13	本 部 員	消 防 長	知 念 順 一
14	本 部 員	上下水道部長	新 里 智 昭
15	本 部 員	教 育 部 長	島 袋 秀 明
16	本 部 員	指 導 部 長	多和田 勝

6

沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領・委員名簿

○沖縄市男女共同参画行政連絡会議要領

(平成 16 年 5 月 27 日決裁)

改正 平成 18 年 11 月 14 日決裁 平成 22 年 4 月 1 日決裁

平成 24 年 3 月 30 日決裁 平成 24 年 7 月 17 日決裁

平成 25 年 3 月 26 日決裁 平成 29 年 11 月 13 日決裁

令和 4 年 9 月 22 日決裁

(趣旨)

第 1 条 この要領は、沖縄市男女共同参画推進本部設置要綱第 6 条の規定に基づいて設置した沖縄市男女共同参画行政連絡会議（以下「連絡会議」という。）の組織及び運営等について定める。

(協議事項)

第 2 条 連絡会議は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 男女共同参画社会の実現のため諸施策に関する事項

(2) 男女共同参画行政について関係部課の連絡調整に関する事項

(3) その他の必要な事項

(組織)

第 3 条 連絡会議は、次の者をもって組織し、会長に市民部次長、副会長にこども相談・健康課主幹をもって充てる。

市民部次長、防災課長、秘書広報課主幹、人事課長、政策企画課長、市民生活課長、市民課長、環境課長、ちゅいしいじい課長、障がい福祉課長、介護保険課長、介護保険課主幹、保護管理課長、市民健康課長、こども企画課長、保育・幼稚園課長、こども家庭課長、こども相談・健康課長、こども相談・健康課主幹、観光スポーツ振興課長、商工振興課長、企業誘致課長、農林水産課長、文化芸能課長、消防総務課長、施設課長、中央公民館長、指導課長、指導課指導主幹、学務課長

2 前項の規定にからず、会長が必要と認めるときは委員を若干名増やすことができる。

3 この連絡協議会の庶務は、市民部平和・男女共同課において処理する。

(会長及び副会長)

第 4 条 会長は会務を総理し、会議の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 5 条 会議は、必要に応じて会長が招集する。

(関係職員の協力義務)

第 6 条 連絡会議は、必要があると認めるときは、関係職員に対し、男女共同参画社会実現の推進について意見又は資料の提出その他の協力を求めることができる。

(補則)

第 7 条 この規定に定める者のか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要領は、平成 16 年 5 月 27 日から適用する。

附 則(平成 18 年 11 月 14 日決裁)

この要領は、平成 18 年 11 月 14 日から適用する。

附 則(平成 22 年 4 月 1 日決裁)

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 30 日決裁)

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 7 月 17 日決裁)

この要領は、平成 24 年 7 月 17 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 26 日決裁)

この要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 29 年 11 月 13 日決裁)

この要領は、平成 29 年 11 月 13 日から施行する

附 則(令和 4 年 9 月 22 日決裁)

この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

○沖縄市男女共同参画行政連絡会議名簿

No.		役 職	氏 名
1	会 長	市民部次長	大 石 稚 子
2	副会長	こども相談・健康課主幹	西 原 真 子
3	委 員	防 災 課 長	比 嘉 賢 二
4	委 員	秘書広報課主幹	仲 道 豊
5	委 員	人 事 課 長	我那霸 規 幸
6	委 員	政策企画課長	與那嶺 良 一
7	委 員	市民生活課長	仲宗根 琢 郎
8	委 員	市 民 課 長	幸 地 広 勝
9	委 員	環 境 課 長	比 嘉 隆 二
10	委 員	健康福祉部次長兼健康推進室長兼ちゅいしいじい課長	上 原 智 美
11	委 員	障がい福祉課長	親 川 鋼 一
12	委 員	介護保険課長	兼 城 賢 信
13	委 員	介護保険課主幹	佐久川 こずえ
14	委 員	保護管理課長	川 畑 清 一
15	委 員	市民健康課長	森 口 ま り
16	委 員	こども企画課長	山 口 善 己
17	委 員	保育・幼稚園課長	富 原 守 友
18	委 員	こども家庭課長	神 谷 貢
19	委 員	こども相談・健康課長	中 地 学
20	委 員	観光スポーツ振興課長	平 良 猛
21	委 員	商工振興課長	天 聞 亮
22	委 員	企業誘致課長	久保田 理 香
23	委 員	農林水産課長	川 満 永 公
24	委 員	文化芸能課長	比 嘉 盛 喜
25	委 員	消防総務課長	仲宗根 秀 明
26	委 員	施 設 課 長	与那嶺 克 史
27	委 員	生涯学習課長兼市立中央公民館長	高江洲 弥 生
28	委 員	指 導 課 長	金 城 広 司
29	委 員	指導課指導主幹兼市立教育研究所長	新 垣 邦 彦
30	委 員	学 務 課 長	仲宗根 慎 二

7

計画策定の流れ

令和4年 7月～ 8月	<input type="radio"/> 市民等意識調査（対象：市民、事業所、中学2年生、高校2年生、教員、市職員） <input type="radio"/> 関係団体ヒアリング
令和4年 9月28日	<input type="radio"/> 第17期男女共同参画懇話会委員の委嘱状交付式 <input type="radio"/> 第1回沖縄市男女共同参画懇話会
令和4年10月 4日	<input type="radio"/> 第1回沖縄市男女共同参画行政連絡会議
令和4年10月17日	<input type="radio"/> 第1回沖縄市男女共同参画推進本部
令和4年10月19日～10月26日	<input type="radio"/> 関係課ヒアリング
令和4年11月17日	<input type="radio"/> 第2回沖縄市男女共同参画行政連絡会議
令和4年11月22日	<input type="radio"/> 第2回沖縄市男女共同参画推進本部
令和4年12月 2日	<input type="radio"/> 市長より沖縄市男女共同参画懇話会へ諮詢 <input type="radio"/> 第2回沖縄市男女共同参画懇話会
令和4年12月14日	<input type="radio"/> 第3回沖縄市男女共同参画懇話 <input type="radio"/> 沖縄市男女共同参画懇話会より市長へ答申
令和4年12月28日	<input type="radio"/> 第3回沖縄市男女共同参画行政連絡会議
令和5年 1月10日	<input type="radio"/> 第3回沖縄市男女共同参画推進本部
令和5年 1月17日～ 2月16日	<input type="radio"/> パブリックコメントの実施
令和5年 2月17日	<input type="radio"/> 沖縄市男女共同参画行政連絡会議へパブリックコメントの結果報告等を通知し意見を求める
令和5年 2月21日	<input type="radio"/> 第4回沖縄市男女共同参画推進本部
令和5年 3月 3日	<input type="radio"/> 市長決裁

男女共同参画社会の取り組みの流れ

国連関係	国	沖縄県	沖縄市
1975年 「平等・発展・平和への婦人の寄与に関する1975年メキシコ宣言」採択 1975～1985年の10年間を「国際婦人の10年」と宣言	1977年 「国内行動計画」設置 「国内行動計画前期重点目標」発表	1978年 「国際婦人年行動計画を実践する沖縄県婦人団体連絡協議会」結成	1975年 「沖縄市労働婦人問題懇話会」設置
1979年 「女子差別撤廃条約」第34回国連総会で採択 (1981年9月発行)			1977年 沖縄市「働く婦人の家」の開館(2010年閉館)
1980年代			
1980年 「国連婦人の10年」中間世界会議 (コペンハーゲン) サブテーマ：「雇用・健康・教育」 女子差別撤廃条約署名式 国際婦人の10年後半行動プログラム採択	1980年 「女性差別撤廃条約」署名 1981年 「国内行動計画後期重点目標」策定	1984年 「婦人問題解決のための沖縄県行動計画」策定 1985年 「女子差別撤廃条約」批准 ○特定職種育児休業法(1975) ○民法、家事裁判法一部改正(1976、1980) ○国籍法一部改正(1984) ○男女雇用機会均等法、国民年金法(1985) 家庭科男女共修の検討	1988年 女性問題の担当窓口として市民部市民生活課に「労政婦人係」を設置 1989年 勤労婦人問題懇話会より「沖縄市女性の地位向上のための諸施策を推進するための第一次提言」を市長への提言
1985年 「国際婦人の10年」最終年世界会議 (ナイロビ) 1980年代までに少なくとも1回の世界会議を開くことを決議 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略		1987年 西暦2000年に向けての「新国内行動計画」策定	

	国連関係	国	沖縄県	沖縄市
1990年 ナイロビ将来戦略、第1回見直し、勧告	1991年 西暦2000年に向けての「新国内外行動計画」改定	1991年 女性副知事誕生	1991年 市民部に女性政策推進課を設置(沖縄市民初の女性課長誕生)	1991年 「沖縄市勤労婦人問題懇談会」を「沖縄市女性問題懇談会」に改称
1995年 第4回世界女性会議およびNGOフォーラム (北京) ナイロビ将来戦略の評価と見直し 「北京宣言(エント)」「行動綱領」採択	1994年 総理府「男女共同参画室」設置 男女共同参画審議会、男女共同参画推進本部	1992年 女性行政推進本部設置 女性行政に向けた男女共同参画型社会の実現のために提言(懇談会)	1992年 西暦2000年に向けた沖縄市女性行動計画「女性きらめきプラン」策定 「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン～」策定	1992年 「女性問題に関する市民の意識と実態調査」 沖縄市男女共同参画推進事業補助金交付要綱
1996年 「男女共同参画2000年プラン」策定	1995年 沖縄県女性総合センターである開館	1993年 「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン～」改定	1993年 「男女共同参画基本法(公布、施行) 改正男女雇用機会均等法施行	1993年 沖縄市女性問題推進本部設置
1999年 男女共同参画基本法(公布、施行) 改正男女雇用機会均等法施行	1997年 「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画～DEIGO プラン～」改定	1998年 沖縄市初の女性部長誕生 女性問題懇談会より「沖縄市女性行動計画」の推進について市長へ提言 「女性問題に関する市民の意識と実態調査」	1999年 (仮称)「女性センター」建設推進検討委員会設置	1999年

1990年代

国連関係	国	沖縄県	沖縄市
2000年 国連特別総会「女性2000年会議：21世紀に 向かっての男女平等・開発・平和」(ニューヨーク) 「北京宣言」および「行動綱領の実施状況の評 価および今後の戦略」	2000年 ストーカー規制法の制定 2001年 育児・介護休業法改正、一部施行 DV防止法の交付、一部施行	2002年 沖縄県男女共同参画計画(DEIGO プラ ン)の策定 2003年 沖縄県男女共同参画推進条例の公布・ 施行	2000年 沖縄市女性問題懇話会から(仮称)「沖 縄市男女共同参画計画」策定に向けて 市長へ提言 「女性政策課」から「平和・男女共同 課」へ改称 沖縄市男女共同参画計画(ひと・きらめ きプラン)策定
2005年 第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」宣 言採択	2003年 「女性のチャレンジ支援策の推進につ いて」閣議決定 2005年 男女共同参画基本計画(第2次)策定 2006年 男女雇用機会均等法改正 2007年 パートタイム労働法、DV防止法改正	2005年 沖縄県男女共同参画審議会規則の公 布・施行 2006年 沖縄県配偶者からの暴力防止及び被害 者支援基本計画策定 2007年 沖縄県男女共同参画計画(後期)策定	
2000年代	2008年 女性の参画促進プログラム策定 2009年 育児・介護休業法改正		

	国連関係	国	沖縄県	沖縄市
2010年 第 54 回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念 UN Woman 設立	2010 年 第 3 次男女共同参画基本計画改定 労働者派遣法改正	2010 年 沖縄県配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画改定 第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～策定	2010 年 沖縄市男女共同参画懇話会から「沖縄市男女共同参画推進条例(仮称)」に関して市長へ提言 沖縄市男女共同参画センター条例制定 沖縄市「働く婦人の家」開館	2010 年 沖縄市男女共同参画懇話会から「沖縄市男女共同参画推進条例(仮称)」に関して市長へ提言 沖縄市男女共同参画センター条例制定 沖縄市「働く婦人の家」開館
2014年 第 58 回国連婦人の地位委員会 「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」採択	2012 年 2013 年 2015 年 第 59 国連婦人の地位委員会「北京+20」宣言採択	2012 年 第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～策定 2017 年 第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DEIGO プラン～策定	2011 年 沖縄市男女共同参画センター供用開始 沖縄市男女共同参画推進条例制定	2011 年 沖縄市男女共同参画センター供用開始 沖縄市男女共同参画推進条例制定
2016年 第 1 回東アジア家族・男女共同参画担当大臣フォーラム開催 (バンコク)	2016 年 2016 年 2016 年 2017 年 2017 年 2019 年 2019 年	2015 年 第 4 次男女共同参画基本計画策定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)成立 2015 年 第 4 次男女共同参画基本計画策定 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)成立 2016 年 男女雇用機会均等法改正 育児・介護休業法改正 2016 年 育児・介護休業法改正 2017 年 育児・介護休業法改正 2017 年 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律成立 2018 年 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律成立	2012 年 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 2013 年 第 2 次沖縄市男女共同参画計画(ひときらめきプラン)策定 2017 年 男女共同参画に関する市民意識調査の実施 2018 年 第 2 次沖縄市男女共同参画計画(ひときらめきプラン)改定版の策定	2010 年 沖縄市男女共同参画懇話会から「沖縄市男女共同参画推進条例(仮称)」に関して市長へ提言 沖縄市男女共同参画センター条例制定 沖縄市「働く婦人の家」開館
2020年 先進国首脳会議(G7)ジエンダーに配慮した経済環境のためのロードマップ採抲 代 本で開催	2020 年 代 本で開催	2019 年 第 5 国際女性会議 WAW! と W20(女性)に関する政策提言を G20 に向けて行う組織体を日本で開催	2019 年 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)改正 男女雇用機会均等法改正 労働施策総合推進法改正 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)改正	2019 年 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)改正 男女雇用機会均等法改正 労働施策総合推進法改正 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)改正

国連関係	国	沖縄県	沖縄市
2020年 第5次男女共同参画基本計画策定	2021年 「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」	2021年 「沖縄県性の多様性尊重宣言（美ら島にじいろ宣言）」	2022年 男女共同参画に関する市民等意識調査の実施
2021年 育児・介護休業法改正 政治分野における男女共同参画の推進 に関する法律改正	2022年 第6次沖縄県男女共同参画計画～ DEIGO プラン～策定		2023年 第3次沖縄市男女共同参画計画(ひとからめきプラン)の策定
2020年代			

【ア行】**育児・介護休業法**

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている法律。育児及び家族の介護を行う労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるよう支援することによって、その福祉を増進するとともに、あわせて、我が国の経済及び社会の発展に資することを目的としているもの。

SDGs（エス・ディー・ジーズ）

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた2030年を年限とする17の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の17の目標（ゴール）のもと、169のターゲットから構成され現時点で247(重複を除くと231)の指標が決められている。

M字カーブ

日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になることをいう。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。なお、国際的にみると、アメリカやスウェーデン等の欧米諸国では、子育て期における就業率の低下はみられない。

LGBT（Q）を含む性の多様性

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった言葉。性の多様性とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーや、心と体の性が一致せず心と体の性の一致を求める性同一性障害、自分の性別や好きになる性がわからない、または、あえて決めないQuestioning(クエスチョニング)、どちらにもあてはまりきらないXジェンダーなどを含む、多様な性のあり方を示す言葉。

エンパワーメント

本来持っている能力を引き出し、社会的な権限を与えること、また、力をつけること。力とは、自己決定の力、仕事の技術や能力、経済力、意思決定の場での発信力など、自らの能力を発揮できる力を指す。

沖縄県女性就業・労働相談センター

労働者及び使用者からの労働問題全般に関する相談に対して助言を行い、労使関係の安定を図るため、相談窓口の設置や、労働法や社会保険の制度等に関するセミナーを開催している施設。

沖縄県女性相談所

配偶者からの暴力、家庭生活の破綻など、女性が日常生活を送る上で抱えている悩み事や心配事の相談を受けている施設。

沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター

被害者に、被害直後からの総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り一か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図ることを支援している施設。

沖縄市女性団体連絡協議会

平等・発展・平和を目指し、加盟団体相互の連携・連帯を図り、女性の資質向上を目的として学習会や啓発イベントの開催などの活動を行っている協議会。

沖縄市シルバー人材センター

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた、地域に設置されている自主的な活動を行う団体。高年齢者の雇用安定や社会参加等を目的に、臨時的・短期的な仕事を請負・委任の形式で行う。

沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～

男女共同参画社会の実現に向けて市が取り組むべき課題をあきらかにしたもの。

沖縄市男女共同参画懇話会

沖縄市の男女共同参画の推進に関する事項について、審議及び提言させるために設置される機関。委員は学識経験者や関係団体を代表される者等から構成される。

沖縄市男女共同参画センター

男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民に活動および交流の場を提供することにより、男女共同参画社会の形成に寄与するために設置した施設。

【力行】

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。

家庭教育学級

家庭・学校・地域社会との交流を通して、子どもの心身の発達にあったテーマで、親として学び、育ちあい、家庭教育の一層の充実を図ることを目的とした学びの場。

コザインターナショナルプラザ (KOZA international plaza 略称 : Kip)

市民が身近にある異文化に触れ、異なる文化を持つ地域の住民同士がお互いの文化的違いへ理解を深め、国際交流を図ることで豊かな人間関係を築くことを目的に、新しい市民文化の交流拠点として設置。主に多言語講座、多言語生活相談、交流サロン、情報発信を行っている。

固定的性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにも関わらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【サ行】

ジェンダー (gender)

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれついての生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」ジェンダーという。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

ジェンダーバイアス（性の偏り）

「性的偏り」「性的偏見」、社会的な慣例による男女観に拘束された意識や行動様式、あるいは男女差によって生じてしまう何らかの偏りのこと。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)

ジェンダー関連4機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室(OSAGI)」、「女性の地位向上部(DAW)」、「国連婦人開発基金(UNIFEM)」、「国際婦人調査訓練研修所(INSTRAW)」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関(UN Women)」が2011年1月に発足。国連改革の課題の一環としてUN Womenの設立は実現され、より大きな効果をもたらすために4機関の財源及び権限が統合された。UN Womenは、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。

思春期教室

市内の小中高等学校を対象に、思春期における身体や心の変化をはじめ、性感染症、妊娠出産等についての講話を通し、正しい知識の普及と健康の保持増進を目的に開催される。

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父（母）と生活を共にできない児童の母（父）や父母にかわって児童を養育している人に対し、児童の福祉の増進を図ることを目的として支給される手当。

女性に対する暴力をなくす運動

女性に対する暴力をなくすため、地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図るための取り組み。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業選択に資する情報の公表が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられている。

女性の翼

女性の地位向上と社会参加の促進及び、国際的視野に立った女性リーダーの育成と資質向上を図ることを目的に、海外へ女性を派遣し、女性の社会活動、教育、労働、福祉や制度等の調査を通して国際的視野を高める。「沖縄県女性の翼の会」が主催し、参加者へ市町村が補助金を交付する。

人権擁護委員

法務大臣から委嘱された民間のボランティアで、地域住民の基本的人権の擁護と人権啓発活動に努め、人権に関する悩み相談を受ける。

ストーカー規制法（ストーカー行為等の規制等に関する法律）

正式名は「ストーカー行為等の規制等に関する法律」。平成 12 年 11 月に施行され、直近では令和 3 年に法改正が行われた。この法律による規制の対象となるのは、「つきまとい等※」と「ストーカー行為」。

【※つきまとい等】

ストーカー規制法（下記参照）における「つきまとい等」とは、恋愛感情などの好意の感情や、その感情が満たされなかつことへの恨みの感情を満足させるため、次の 1 から 8 の行為を行うことをいう。

- | | |
|---|-----------------|
| 1. つきまとい・待ち伏せ・押し掛け・うろつき等 | 2. 監視していると告げる行為 |
| 3. 面会・交際などの要求 | 4. 乱暴な言動 |
| 5. 無言電話、連続した電話・ファクシミリ・電子メール・SNS メッセージ・文書等 | |
| 6. 汚物などの送付 | 7. 名誉を傷つける |
| 8. 性的羞恥（しゅうち）心の侵害 | |

世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれる。第 1 回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の 1975 年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第 2 回はコペンハーゲンで「国連婦人の 10 年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第 3 回はナイロビ、第 4 回は中国で開催された。

セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）

職場において、性的な冗談やからかい、食事やデートへの執拗な誘い、身体への不必要な接触など、意に反する性的な言動が行われ、拒否したことで不利益を受けたり、職場の環境が不快なものとなつたりすること。

セクシュアル・マイノリティ（性的マイノリティ）

「性的少数者」という意味で、旧来の価値観から「こうあるべき」とされる性のあり方に当てはまらない人々。

積極的改善措置(ポジティブ・アクション)

これまでの慣行や性別による役割分担意識などから、男女の労働者の間に格差が生じている場合（例：営業職に女性がほとんどいない、課長以上の管理職は男性が大半である 等）、このような格差を解消するために個々の企業が行う自主的かつ積極的な取り組みのこと。

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。Facebook や LINE など。

【タ行】

男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の理念を実現するために、1999 年（平成 11 年）6 月 23 日に公布・施行された法律。男女共同参画社会を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義している。

男女共同参画社会を実現するための 5 つの柱は、①男女の人権の尊重 ②社会における制度又は慣行についての配慮 ③政策等立案及び決定への共同参画 ④家庭生活における活動と他の活動の両立 ⑤国際的協調となっている。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。」雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的にした法律。

地域型地域包括支援センター

沖縄市では、地域包括支援センターの機能強化のため、市直営の基幹型地域包括支援センター1カ所に加え、市内7カ所に地域型地域包括支援センターを市民に身近な窓口として設置している。基幹型地域包括支援センターでは、地域型地域包括支援センター間の総合調整、後方支援、地域ケア推進会議の開催等を行うのに対し、地域型地域包括支援センターでは、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の業務を担っている。

D V（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者や恋人など親密な関係にある、または、あつた者から振るわれる暴力のことであり、同居をやめた後に暴力が続く場合もD Vに該当する。D Vのうち、交際相手からの暴力を「デートD V」と呼ぶことがある。

【ナ行】

認定農業者制度

農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする計画を市町村が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じるための制度。

【ハ行】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法）

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。D V防止法ともいう。

配偶者暴力相談支援センター

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、相談や相談機関の紹介、カウンセリング、被害者及び同伴者の緊急時における安全の確保及び一時保護等を行う機関。

母子生活支援施設（レインボーハイツ）

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。

母子父子寡婦福祉資金貸付制度

ひとり親家庭の父母等が、就労や児童の就学などで資金が必要となったときに、貸付けを受けられる資金で、ひとり親家庭の父母の経済的自立を支援するとともに生活意欲を促進し、その扶養している児童の福祉を増進することを目的としている。

母子・父子自立支援プログラム

ひとり親家庭の親に対して就労と自立を支援する。母子父子自立支援プログラム策定員が面接し相談者の目標や生活状況等から自立支援プログラムを策定し、各関係機関と連携し就労支援を行う。

【マ行】

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねる。一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受ける。

【ヤ行】

ゆいワーク(沖縄中部勤労者福祉サービスセンター)

中小企業に働く勤労者及び事業主のために総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業勤労者の福利厚生の向上を図るとともに、生活の安定と勤労意欲の向上をめざし、中小企業の振興、地域社会の活性化に寄与することを目的として、平成 13 年 4 月に設立。

ゆんたく交流会

外国人に対して日本人ボランティアが日本語を教える教室を開催。日本語の習得や、気軽にコミュニケーションをとることのできる異文化交流の場を提供している。

幼児父母学級

幼児期における心身の発達、発育の一般的傾向を楽しみながら子育てができるよう親同士の仲間づくりを目的とする。

【ラ行】

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康）とは、平成 6 年（1994 年）の国際人口／開発会議の「行動計画」及び平成 7 年（1995 年）の第 4 回世界女性会議の「北京宣言及び行動綱領」において、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされている。

また、リプロダクティブ・ライツ（性と生殖に関する権利）は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされている。

なお、妊娠中絶については、「望まない妊娠の防止は常に最優先課題とし、妊娠中絶の必要性をなくすためにあらゆる努力がなされなければならない。」とされている。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス

性別や年齢にかかわりなく、「あらゆる人」が子育て、介護、地域活動、自己啓発などさまざまなタイプの活動を「自ら希望するバランス」で展開できる状況を指すこと、そして働き方の見直しが仕事の効率を高め、同時に個人にとっての生活全般での充実が仕事の充実につながるなど、「仕事の充実」と「仕事以外の生活の充実」の間に好循環をもたらしている状態をいう。

引用及び一部加工して作成

- ・「第 4 次沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画」の「用語の説明」
- ・「第 4 次沖縄市総合計画 基本構想 後期基本計画」の「用語の解説」
- ・「第 5 次男女共同参画基本計画 用語解説」

第3次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～

発行：沖縄市 市民部 平和・男女共同課

〒904-8501 沖縄市仲宗根町26番1号

TEL098-929-3147
